

○聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

令和２年１２月１日

選管規程第２号

(趣旨)

第１条 この規程は、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和２年聖籠町条例第３２号。以下「条例」という。）第１２条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第２条 条例第２条、第６条又は第９条の規定の適用を受けようとする者は、条例第３条、第７条又は第１０条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補届出後直ちに）、選挙運動用自動車の使用の契約届出書（別記様式第１号）、選挙運動用ビラ作成契約届出書（別記様式第１号の２）又は選挙運動用ポスター作成契約届出書（別記様式第１号の３）に、当該契約に関する書面の写しを添えて、聖籠町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等)

第３条 候補者（前条の届出をした者に限る。以下同じ。）は、条例第４条第２号イ、第８条又は第１１条に規定する確認を受けようとする場合には、選挙運動用自動車燃料代確認申請書（別記様式第２号）、選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（別記様式第２号の２）又は選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（別記様式第２号の３）を委員会に提出するものとする。

２ 委員会は、前項に規定する申請書を受理し、その内容を確認したときは、選挙運動用自動車燃料代確認書（別記様式第３号）、選挙運動用ビラ作成枚数確認書（別記様式第３号の２）又は選挙運動用ポスター作成枚数確認書（別記様式第３号の３）を候補者に交付するものとする。

(燃料供給事業者等への確認書の提出)

第４条 候補者は、前条第２項の確認書の交付を受けたときは、直ちに、当該確認書を、条例第３条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給事業者」という。）、条例第７条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成事業者」という。）又は条例第１１条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成事業者」という。）に提出するものとする。

(契約事業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書(自動車)(別記様式第4号(その1))、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(別記様式第4号(その2))及び選挙運動用自動車使用証明書(運転手)(別記様式第4号(その3))、選挙運動用ビラ作成証明書(別記様式第4号の2)又は選挙運動用ポスター作成証明書(別記様式第4号の3)を、使用又は作成の実績に基づき作成し、条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営営する者その他の者、条例第7条に規定するビラ作成事業者又は条例第10条に規定するポスター作成事業者(以下「契約事業者等」という。)に提出するものとする。

2 前項の場合において、燃料供給事業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給事業者から給油の際に受領したものの写しを添付するものとする。

(請求書の提出)

第6条 契約事業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の規定による請求をしようとする場合には、選挙運動用自動車使用に係る請求書(別記様式第5号)、選挙運動用ビラ作成に係る請求書(別記様式第5号の2)又は選挙運動用ポスター作成に係る請求書(別記様式第5号の3)に前条第1項の証明書(当該証明書のほかに、燃料供給事業者にあつては第3条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成事業者又はポスター作成事業者にあつては第3条第2項の確認書)を添えて町長に提出するものとする。

附 則

この規程は、条例の施行の日から施行する。

附 則(令和4年7月15日選管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年6月30日選管規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

聖籠町選挙管理委員会
委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		契 約 期 間	契 約 金 額	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契 約 金 額	
自動車の借入れ					
運転手の雇用					
燃 料 代					

備考

- 1 契約届出書には、契約に関する書面（契約書等）の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約金額」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 5 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第 1 号の 2 (第 2 条関係)

選 挙 運 動 用 ビ ラ 作 成 契 約 届 出 書

年 月 日

聖籠町選挙管理委員会

委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

次のとおり選挙運動用ビラ作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成枚数	請負金額	

備考

- 1 契約届出書には、契約に関する書面（契約書等）の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 3 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第1号の3（第2条関係）

年 月 日

聖籠町選挙管理委員会
委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスター作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作 成 枚 数	作 成 金 額	

備考

- 1 契約届出書には、契約に関する書面（契約書等）の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 3 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第2号（第3条関係）

年 月 日

聖籠町選挙管理委員会
委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号等（4桁以下）
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額（a）	円	円
今 回 の 購 入 金 額（b）	円	円
燃 料 代 計（a）＋（b）	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給事業者ごとに別々に候補者から聖籠町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号等」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号等を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給事業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 6 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第2号の2(第3条関係)

年 月 日

聖籠町選挙管理委員会
委員長 様

年 月 日執行
候補者 選挙

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成事業者ごとに別々に候補者から聖籠町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成事業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 5 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第2号の3(第3条関係)

年 月 日

聖籠町選挙管理委員会
委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成事業者ごとに別々に候補者から聖籠町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成事業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 5 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であつて当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第3号（第3条関係）

確認番号第	号
選挙運動用自動車燃料代確認書	
聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定により、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。	
年 月 日	
聖籠町選挙管理委員会 委員長 	
記	
1	年 月 日執行 選挙
2	候補者の氏名
3	燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号等
4	確認金額 円
備考	
1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給事業者へ提出してください。	
2 この確認書を受領した燃料供給事業者は、聖籠町に公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。	
なお、聖籠町に公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。	
3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給事業者は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。	

別記様式第3号の2（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

聖籠町選挙管理委員会

委員長



記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成事業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成事業者は、聖籠町に公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成事業者は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。

別記様式第3号の3（第3条関係）

確認番号第 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

聖籠町選挙管理委員会
委員長 印

記

1 年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成事業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成事業者は、聖籠町に公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成事業者は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。

別記様式第4号（その1）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙候補者

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運 送事業者との運送契約に よる場合	2 左に掲げる場合以 外の場合
運送事業者等の氏名又 は名称及び住所並びに 法人にあってはその代 表者の氏名		
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

2 運送事業者等が聖籠町に公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円

(2) (1) 以外の場合 16,100 円

5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。

7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。

8 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。

9 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第4号（その2）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

記

燃料供給事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号等	燃料供給量	燃料供給金額	備考
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	
年 月 日		L	円	

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給事業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給事業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給事業者に提出してください。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

4 燃料供給事業者が聖籠町に公費の支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給事業者は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。

6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給事業者に提出された確認書に記載された金額までです。

7 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。

8 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第4号（その3）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

記

運転手の氏名及び住所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

2 運転手が聖籠町に公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車の運転手1人につき1日を通じて12,500円までです。

5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。

6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。

7 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。

8 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第4号の2(第5条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
候補者

選挙

記

ビラ作成事業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成事業者ごとに別々に作成し、候補者から契約事業者提出してください。
- ビラ作成事業者が聖籠町に公費の支払を請求するときは、この証明書に請求書を添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成事業者は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及び公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚 数
 - 聖籠町議会議員選挙 1,600枚
 - 聖籠町長選挙 5,000枚
 - 限度額 7円73銭(単価)×当該作成枚数=限度額
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第4号の3(第5条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したことを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

記

ポスター作成事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	

備考

1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成事業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成事業者に提出してください。

2 ポスター作成事業者が聖籠町に公費の支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成事業者は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額
$$\frac{99,800 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad \text{(1円未満の端数は切上げ)}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

5 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。

6 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。

別記様式第5号（第6条関係）
選挙運動用自動車使用に係る請求書

聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額を請求します。

年 月 日

聖籠町長 様

事業者
住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者氏名）

記

1 請求金額 円

2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

発行責任者		事務担当者	
所属部署名		連絡先	

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給事業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約により自動車を使用した場合は、（別紙1）請求内訳書を、一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合は、自動車の借入れ、燃料代、運転手の使用の支払先ごとに（別紙2～4）請求内訳書を添付の上、それぞれ請求書を作成してください。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

別紙 1

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 _____

使 用 年 月 日	運送金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別紙2

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ 候補者氏名 _____

使用年月日	借入金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円× 台= 円	円× 台= 円	円	
年 月 日	円× 台= 円	円× 台= 円	円	
年 月 日	円× 台= 円	円× 台= 円	円	
年 月 日	円× 台= 円	円× 台= 円	円	
年 月 日	円× 台= 円	円× 台= 円	円	
年 月 日	円× 台= 円	円× 台= 円	円	
年 月 日	円× 台= 円	円× 台= 円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(イ) 又は (ロ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別紙 3

(2) 燃料代			候補者氏名		
販 売 年 月 日	燃料の供給を受けた 選挙運動用自動車の 自動車登録番号等 (4桁以下)	販売金額イ)	基 準 限 度額(ロ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日		円× L= 円			
年 月 日		円× L= 円			
年 月 日		円× L= 円			
年 月 日		円× L= 円			
年 月 日		円× L= 円			
年 月 日		円× L= 円			
年 月 日		円× L= 円			
計		円	円	円	

- 備考
- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計額を記載してください。
 - 2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
 - 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号等」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号等を記載してください。
 - 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号等」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別紙4

(3) 運転手

候補者氏名 _____

雇 用 年 月 日	報 酬 (イ)	基準限度額 (ロ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別記様式第5号の2（第6条関係）

選挙運動用ビラ作成に係る請求書

聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第6条の規定に基づき、次の金額を請求します。

年 月 日

聖籠町長 様
作成事業者
住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者氏名）

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

発行責任者		事務担当者	
所属部署名		連絡先	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、ビラ作成事業者は、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(ピラ作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額
A	B	C (A×B)	D	E	F (D×E)	G	H	I (G×H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 1 D欄には、7円73銭を記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

別記様式第5号の3（第6条関係）
選挙運動用ポスター作成に係る請求書

聖籠町議会議員及び聖籠町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額を請求します。

年 月 日

聖籠町長 様

作成事業者
住所（所在地）
氏名（名称）
（代表者氏名）

記

1 請求金額 円
2 内 訳

別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

発行責任者		事務担当者	
所属部署名		連絡先	

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、聖籠町に公費の支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではありません。

別紙

請 求 内 訳 書
(ポスターの作成)

候補者氏名 _____

選挙区(選挙が行 われる区域)にお けるポスター掲 示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備考
	単 価 A	枚数 B	金額 A×B =C	単 価 D	枚数 E	金額 D×E =F	単価 G	枚数 H	金額 G×H =I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

99,800円+541円31銭×ポスター掲示場数

ポスター掲示場数

= (1円未満の端数は切上げ)
- 3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

別記様式第1号（第2条関係）
別記様式第1号の2（第2条関係）
別記様式第1号の3（第2条関係）
別記様式第2号（第3条関係）
別記様式第2号の2（第3条関係）
別記様式第2号の3（第3条関係）
別記様式第3号（第3条関係）
別記様式第3号の2（第3条関係）
別記様式第3号の3（第3条関係）
別記様式第4号（その1）（第5条関係）
別記様式第4号（その2）（第5条関係）
別記様式第4号（その3）（第5条関係）
別記様式第4号の2（第5条関係）
別記様式第4号の3（第5条関係）
別記様式第5号（第6条関係）
別記様式第5号の2（第6条関係）
別記様式第5号の3（第6条関係）